

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日は、その翌日とする)

目 次

- ◇ 告 示 生活保護法による医療機関の指定(福祉保健課)
生活保護法による診療所の廃止()
保安林の指定予定(二件)(森林保全課)
保安林の指定の解除予定()
- ◇ 選管告示 鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の五十分の一の
数等
- ◇ 雑 報 平成十年度宅地建物取引主任者資格試験の合格者(住宅課)

告 示

鳥取県告示第七百六十九号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定に基づき、医療機関を指定したので、生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十二条の規定により次のとおり告示する。

平成十年十二月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称 所 在 地 指 定 年 月 日

千希会河本医院	倉吉市津原三九二一二	平成十年十月二十二日
きむら耳鼻咽喉科医院	鳥取市富安一丁目七六一二	平成十年十一月一日
田中医院	気高郡青谷町大字井手五七七五	平成十年十一月五日
うえます内科小児科クリニック	米子市安倍三八一二	平成十年十一月二十五日
しばた耳鼻咽喉科医院	鳥取市雲山二二三一五	〃
あかつき薬局	鳥取市湖山町南三丁目三〇一二	〃

鳥取県告示第七百七十号

生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があったので、同条第二項の規定により次のとおり告示する。

平成十年十二月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称 所 在 地 廃 止 年 月 日

河本医院	倉吉市津原三九二一二	平成十年十月二十一日
きむら耳鼻咽喉科医院	鳥取市富安一丁目七六一二	平成十年十月三十一日

鳥取県告示第七百七十一号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第百四十九号)第三十条の規定により告示する。

平成十年十二月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 保安林予定森林の所在場所

岩美郡国府町大字雨滝字八山九六四の五、九六四の二二、九六四の二三

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、千代川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び国府町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第七七十二号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十年十二月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 保安林予定森林の所在場所

八頭郡智頭町大字穂見字深谷口八八二

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、千代川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第七七十三号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十年十二月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡日南町花口字日向山二二〇〇の四八（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

〔次の図〕は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第六十九号

鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数は、次のとおりであるので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第四項（同法第七十五条第五項、第七十六条第四項、第八十条第四項、第八十一条第二項及び第八十六条第四項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第二項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定により告示する。

平成十年十二月四日

鳥取選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悦

鳥取県において選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 九、六七〇
鳥取原において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 一六一、一六七
鳥取市において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 三七、五二〇
米子市において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 三五、七五一
倉吉市において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 一三、一六四
境港市において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 九、九一五
岩美郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 六、九一三
八頭郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 一三、八一〇
気高郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 六、〇七九
東伯郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 一八、一二一
西伯郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 一三、九一四
日野郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 五、九八四

雑 報

平成10年10月18日に実施した鳥取県知事の委任に係る平成10年度宅地建物取引主任者資格試験の合格者は次のとおりである。

平成10年12月4日

財団法人不動産適正取引推進機構 理事長 河 野 正 三

松本 美紀 瀧川 卓也 田中 伸英 板倉 耕次
川本 江治 村上 松前 早苗 高島 秀規 高垣 健一
田上 治憲 山本 裕之 二村 成福 中山 相山 藤本 健成 野上 明成 山下 明成 野上 明成 野上 明成
大谷 長谷川 渡津 野信 武小 渡津 野信 武小 渡津 野信 武小 渡津 野信 武小
義崇 伸政 雄真 英爽 寿 浩 之 次 人 之 浩 之 次 人 之 浩 之 次 人 之 浩
尾内 智春 正優 秀 正 信 志 子 司 博 紀 子 一 信 志 子 司 博 紀 子 一 信 志 子 司 博
池村 西 上 尾 村 先 河 種 倉 本 越 子 本 博 紀 子 司 博 紀 子 司 博 紀 子 司 博